

平成30年第1回

瑞浪市議会定例会議案

平成30年2月26日

目 次

議第 2 号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について……………	7
議第 4 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 5 号	瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1 1
議第 6 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 7 号	瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準 を定める条例の制定について……………	1 4
議第 8 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	3 1
議第 9 号	瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	3 3
議第 1 0 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 4
議第 1 1 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
議第 1 2 号	瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 7
議第 1 3 号	財産の取得について……………	3 8
議第 1 4 号	東濃農業共済事務組合規約の変更について……………	3 9
議第 1 5 号	市道路線の認定について……………	4 0
議第 1 6 号	瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて……………	4 1
議第 1 7 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	4 2
議第 1 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4 3
議第 1 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4 4
議第 2 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4 5
議第 2 1 号	平成 2 9 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）……………	4 6
議第 2 2 号	平成 2 9 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	5 4
議第 2 3 号	平成 2 9 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	5 6
議第 2 4 号	平成 2 9 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	5 9
議第 2 5 号	平成 2 9 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	6 1

議第26号	平成30年度瑞浪市一般会計予算	62
議第27号	平成30年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	69
議第28号	平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	72
議第29号	平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	76
議第30号	平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算	81
議第31号	平成30年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	84
議第32号	平成30年度瑞浪市水道事業会計予算	87
議第33号	平成30年度瑞浪市下水道事業会計予算	90

議第 2 号

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瑞浪市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

目次中「、削除」を削り、「第 20 条」を「第 20 条の 2」に改める。

第 1 条中「開示及び訂正等」を「開示等」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「未成年者又は成年後見人」を「未成年者若しくは成年被後見人」に、「未成年者若しくは成年後見人」を「未成年者若しくは成年被後見人」に改め、「代理人）」の次に「又は病気その他やむを得ない理由により自ら請求することができない者として実施機関が認める者の代理人」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条を次のように改める。

（収集等の制限）

第7条 実施機関は、要配慮個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の収集等をしてはならない。ただし、法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に定めがあるとき又は実施機関が瑞浪市個人情報保護審査会（第23条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条を次のように改める。

（適正管理）

第10条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の収集等を行うときは、当該個人情報の取扱責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を常に正確かつ最新のものとする事。

(2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等を防止すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

第11条第1項を次のように改める。

実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、その届け出た事項を登録しなければならない。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の取扱責任者
- (7) その他規則で定める事項

第3章の章名中「、削除」を削る。

第13条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次のいずれかに該当するときは、当該自己情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、明らかに開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な公務の執行に著しい支障が生ずると認められるもの

第13条第4項中「よる開示しないことができる自己情報」の次に「(以下「非開示情報」という。)」を加え、「開示しないことができる自己情報の記録」を「非開示情報の記録」に改め、同条に次の1項を加える。

5 実施機関は、開示の請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。この場合において、実施機関は、実施機関が定めるところによりその旨を審査会に報告しなければならない。

第14条第1項を次のように改める。

開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

第15条の見出しを「(開示請求に対する決定等)」に改め、同条第1項中「開示する旨又は開示しない旨の決定」を「全部若しくは一部を開示する旨の決定をし、又は全部を開示しないとき(第13条第5項の規定により当該開示請求を拒否するとき及び当該自己情報を保有していないときを含む。以下この条において同じ。)」は「開示しない旨の決定」に改める。

第16条第3項を次のように改める。

3 自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、実施機関は、自己情報を閲覧させることにより当該自己情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第13条第4項の規定による自己情報の開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。

第17条の見出しを「(訂正の請求)」に改め、同条第1項を次のように改める。

何人も、自己情報(次に掲げるものに限る。)に誤りがあると思料するとき、又は不完全であると思料するときは、当該自己情報の全部又は一部の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対して請求することができる。

- (1) 第15条第1項の規定による開示の決定(次号において「開示決定」という。)に基づき開示を受けた自己情報
- (2) 開示決定に係る自己情報であつて、第30条第1項に規定する他の法令等の規定により開示を受けたもの

第17条第2項中「又は削除」を削る。

第18条の見出しを「（訂正請求の方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

第19条の見出しを「（訂正請求に対する決定等）」に改め、同条中「又は削除」を削る。

第19条の2中「又は削除」を削り、「情報照会者又は情報提供者」を「情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「記録されたもの」を「記録された者」に改める。

第19条の3第1項中「措置」を「措置（以下「利用停止」という。）」に改める。

第19条の5の見出しを「（利用停止請求に対する決定等）」に改める。

第20条第1項中「、削除」を削り、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（死者に関する特例措置）

第20条の2 死者の相続人、死者の親権者であった者その他死者の個人情報と密接な関係を有すると実施機関が認める者（以下「相続人等」という。）は、別に定めるところにより、当該死者の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求をすることができる。

2 前項の請求をする場合においては、本条例中自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「本人」とあるのは「相続人等」と、「自己情報」とあるのは「死者の保有個人情報」と読み替えるものとする。

第22条第1項及び第30条第1項中「、削除」を削る。

第33条中「特定の個人情報」を「特定の保有個人情報」に改める。

第34条及び第38条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 号

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「及び第 36 条」を「及び第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者が不在の場合には、そのうち 1 人については）及び（）」を、第 3 号から第 6 号までの一に該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瑞浪市消

防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第4号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表9の部3の項金額の欄ウ中「53万円」を「57万円」に改め、同欄エ中「83万円」を「88万円」に、「101万円」を「107万円」に、「112万円」を「120万円」に、「142万円」を「152万円」に、「166万円」を「178万円」に、「388万円」を「407万円」に、「510万円」を「534万円」に、「629万円」を「649万円」に改め、同欄オ中「113万円」を「118万円」に、「134万円」を「141万円」に、「150万円」を「158万円」に、「183万円」を「194万円」に、「214万円」を「226万円」に、「435万円」を「455万円」に、「557万円」を「582万円」に、「677万円」を「707万円」に改め、同欄カ中「575万円」を「593万円」に、「725万円」を「747万円」に、「1,070万円」を「1,090万円」に改め、同部15の項金額の欄ウ中「41万円」を「42万円」に、「54万円」を「56万円」に、「70万円」を「73万円」に、「92万円」を「96万円」に、「104万円」を「109万円」に、「160万円」を「166万円」に、「182万円」を「190万円」に、「203万円」を「212万円」に改め、同欄エ中「49万円」を「53万円」に、「63万円」を「68万円」に、「99万円」を「103万円」に、「131万円」を「141万円」に、「172万円」を「178万円」に、「332万円」を「343

万円」に、「４０６万円」を「４１９万円」に、「４６５万円」を「４８０万円」に改め、同欄オ中「９１０万円」を「９３２万円」に、「１，２４０万円」を「１，２６０万円」に、「１，７００万円」を「１，７３０万円」に改め、同部１７の項金額の欄ア中「３１万円」を「３２万円」に、「４３万円」を「４６万円」に、「７２万円」を「７５万円」に、「９６万円」を「１０２万円」に、「１２１万円」を「１３０万円」に、「２９５万円」を「３１５万円」に、「３６２万円」を「３８７万円」に、「４１７万円」を「４４６万円」に改め、同欄イ中「２６６万円」を「２６９万円」に、「３１９万円」を「３２３万円」に、「４７９万円」を「４８３万円」に改め、同欄ウ中「７万円」を「７０，０００円」に改め、同表１１の部８の項金額の欄イ中「１８０円」を「１６０円」に改め、同欄ウ中「２２０円」を「２１０円」に、「４円を加えた額」を「３円を加えた額」に改め、同欄エ中「９０円」を「８０円」に改め、同表１２の部１３の項中「１９，０００円」を「１７，０００円」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第 5 号

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（5） 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附則中第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議第6号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「29,400円」を「30,540円」に改め、同項第2号及び第3号中「44,200円」を「45,810円」に改め、同項第4号中「53,000円」を「54,970円」に改め、同項第5号中「58,900円」を「61,080円」に改め、同項第6号中「70,700円」を「73,300円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「76,600円」を「79,400円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「88,300円」を「91,620円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「100,100円」を「103,840円」に改め、同項第10号中「103,100円」を「106,890円」に改め、同条第

2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,490円とする。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞浪市介護保険条例（以下「新条例」という。）

第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度から平成29年度までの保険料率の特例)

3 新条例第2条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,500円とする。

議第 7 号

瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 運営に関する基準（第 7 条—第 3 2 条）

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 3 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 7 条第 1 項第 1 号、第 7 9 条第 2 項第 1 号（法第 7 9 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定等に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新に関する基準として
法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、
その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し
た日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなら
ない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環
境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉
サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮
して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利
用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供
される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業
者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区
を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支
援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2
に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介
護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第
1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければ
ならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居
宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の
提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければなら
ない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すご

とに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めると

ころにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条の規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説

明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐

岐阜県条例第77号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービス

が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね

半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規

定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業

所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第2号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介護支援を提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

3 第19条の規定する市への通知に係る記録

4 第29条第2項の規定する苦情の内容等の記録

5 第30条第2項の規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条から前条までの規定（第29条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

議第 8 号

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中	農業委員会の委員	月額	18,000円	を
	会長			
	その他の委員			
	農地利用最適化推進委員			

農業委員会の 委員	月額18,000円に、年額485,333円 以内で規則で定める額を加算した額	に改める。
会長		
その他の委 員		
農地利用最適 化推進委員		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成２９年７月２０日から適用する。

議第9号

瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例
瑞浪市中小企業小口融資条例（昭和47年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「1,250万円」を「2,000万円」に改め、同条第4号中「96月」を「10年」に改め、同条第7号を次のように改める。

（7） 連帯保証人 協会の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市中小企業小口融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の融資の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

議第 10 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例
瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部瑞浪市廃工場等指定審査委員会の項の次に次のように加える。

瑞浪市道の駅検討委員会	道の駅の設置等に関する事項についての調査及び審議
-------------	--------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 景観審議会委員
瑞浪中央土地区画整理審議会委員」 を 「 景観審議会委員
道の駅検討委員会委員
瑞浪中央土地区画整理審

に改める。

議会委員」

議第 1 1 号

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例

瑞浪市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 法第 1 6 条第 4 項に規定する入居者に該当する者が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 3 4 条第 1 項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。

第 2 9 条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 法第 1 6 条第 4 項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第 6 条第 3 号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き 3 年以上入居している場合において、第 1 4 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 3 4 条第 1 項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第 1 4 条第 4 項の規定及び第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を

勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第31条第1項中「第14条第1項及び第29条第1項」を「第14条第1項及び第4項並びに第29条第1項及び第3項」に改める。

第34条第1項中「第14条第1項、第29条第1項」を「第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項」に、「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

第37条及び第38条中「第14条第1項、第29条第1項」を「第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 2 号

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市公園条例（昭和 4 9 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章の 2 都市公園の設置（第 2 条—第 2 条の 6）」を「第 1 章の 2 都市公園の設置（第 2 条—第 2 条の 7）」に改める。

第 1 章の 2 中第 2 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 2 条の 7 令第 8 条第 1 項の規定による条例で定める割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。ただし、樽の上公園においては、1 0 0 分の 7 5 とする。

第 1 0 条を次のように改める。

（使用料）

第 1 0 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、別表第 2 に掲げる額の使用料をその使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第 1 及び別表第 2 中「瑞浪市民アーチェリー場」を「瑞浪市民アーチェリー場」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議第13号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 小学校教員用パソコン 162台 |
| 2 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 12,395,916円 |
| 4 取得の相手方 | 多治見市新町1丁目23番地
特定非営利活動法人 東濃情報ネットワーク
理事長 武長脩行 |

議第 1 4 号

東濃農業共済事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東濃農業共済事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃農業共済事務組合同規約（平成 8 年岐阜県指令恵総第 1 4 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「事業」の次に「及び農業経営収入保険事業」を加える。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

議第 15 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1658	原・東岡田線	土岐町字原 401 番 3 地先 土岐町字東岡田 209 番 4 地先	

議第16号

瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
勝 康 弘	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 1 7 号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
渡 邊 勝 利	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第18号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
塚 本 涉 平	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第19号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
柴 田 洋 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 2 0 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
松 原 志 津 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 2 1 号

平成 2 9 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 9 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 4 8, 4 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 5 0 5, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		4,800,600	82,800	4,883,400
	1 市民税	2,017,200	30,000	2,047,200
	2 固定資産税	2,141,400	66,000	2,207,400
	3 軽自動車税	94,990	4,500	99,490
	4 市たばこ税	258,400	△18,400	240,000
	6 入湯税	1,500	△600	900
	7 都市計画税	287,100	1,300	288,400
3 利子割交付金		5,000	3,000	8,000
	1 利子割交付金	5,000	3,000	8,000
4 配当割交付金		28,000	△11,500	16,500
	1 配当割交付金	28,000	△11,500	16,500
7 ゴルフ場利用 税交付金		192,000	△15,000	177,000
	1 ゴルフ場利用 税交付金	192,000	△15,000	177,000
8 自動車取得 税交付金		40,000	5,000	45,000
	1 自動車取得 税交付金	40,000	5,000	45,000
10 地方交付税		3,114,172	119,362	3,233,534
	1 地方交付税	3,114,172	119,362	3,233,534
12 分担金及び 負担金		95,803	△23,319	72,484
	1 分担金	30,465	△12,056	18,409
	2 負担金	65,338	△11,263	54,075
13 使用料及び 手数料		459,817	△37,274	422,543
	1 使用料	283,170	△37,274	245,896
14 国庫支出金		2,290,159	△86,126	2,204,033
	1 国庫負担金	1,426,224	△39,274	1,386,950
	2 国庫補助金	854,838	△46,852	807,986
15 県支出金		967,982	△55,194	912,788
	1 県負担金	539,701	△21,887	517,814
	2 県補助金	345,222	△29,445	315,777
	3 委託金	83,059	△3,862	79,197
16 財産収入		407,184	△7,500	399,684
	2 財産 売却収入	310,066	△7,500	302,566

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		43,320	21,637	64,957
	1 寄附金	43,320	21,637	64,957
18 繰入金		408,140	△225,613	182,527
	1 基金繰入金	392,760	△225,250	167,510
	2 財産区繰入金	15,380	△363	15,017
20 諸収入		379,773	△25,573	354,200
	3 貸付金元利収入	156,028	1,216	157,244
	4 雑入	218,269	△26,789	191,480
21 市債		2,178,900	△193,100	1,985,800
	1 市債	2,178,900	△193,100	1,985,800
歳入合計		16,953,800	△448,400	16,505,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		169,249	△472	168,777
	1 議会費	169,249	△472	168,777
2 総務費		2,419,596	60,343	2,479,939
	1 総務管理費	2,095,615	61,343	2,156,958
	2 徴税費	196,618	△1,000	195,618
3 民生費		4,995,306	△169,257	4,826,049
	1 社会福祉費	2,761,332	△43,777	2,717,555
	2 児童福祉費	2,034,512	△125,480	1,909,032
4 衛生費		1,332,729	△65,885	1,266,844
	1 保健衛生費	372,447	△9,214	363,233
	2 清掃費	868,860	△48,871	819,989
	3 環境費	91,422	△7,800	83,622
5 労働費		65,815	△889	64,926
	1 労働諸費	65,815	△889	64,926
6 農林水産業費		293,148	△26,138	267,010
	1 農業費	267,633	△23,102	244,531
	2 林業費	25,515	△3,036	22,479
7 商工費		610,906	△21,800	589,106
	1 商工費	610,906	△21,800	589,106
8 土木費		1,157,458	△101,192	1,056,266
	1 土木管理費	82,275	△2,000	80,275
	2 道路橋梁費	677,372	△47,404	629,968
	3 河川費	35,513	200	35,713
	4 都市計画費	246,924	△12,004	234,920
	5 住宅費	115,374	△39,984	75,390
9 消防費		584,935	△13,940	570,995
	1 消防費	584,935	△13,940	570,995

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		2,942,360	△26,087	2,916,273
	1 教育総務費	300,786	579	301,365
	2 小学校費	475,051	△1,670	473,381
	3 中学校費	1,335,752	△3,580	1,332,172
	4 幼稚園費	188,648	△1,400	187,248
	5 社会教育費	386,112	△6,436	379,676
	6 保健体育費	256,011	△13,580	242,431
11 公債費		1,623,568	△36,283	1,587,285
	1 公債費	1,623,568	△36,283	1,587,285
12 諸支出金		625,430	△7,200	618,230
	1 公営企業費	625,430	△7,200	618,230
14 災害復旧費		113,300	△39,600	73,700
	1 土木施設 災害復旧費	53,100	△11,500	41,600
	2 農林水産業施設 災害復旧費	44,900	△28,100	16,800
歳出合計		16,953,800	△448,400	16,505,400

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧庁舎跡地再整備事業	1,660
2 総務費	1 総務管理費	庁内LAN整備事業	5,849
3 民生費	1 社会福祉費	民間介護施設等整備補助事業	32,000
6 農林水産業費	2 林業費	森林・林業対策事業	5,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅長寿命化計画策定事業	3,500
10 教育費	3 中学校費	瑞浪北中学校施設整備事業	635,100
14 災害復旧費	2 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設補助災害復旧事業	6,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災倉庫整備事業	500	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公用自動車購入事業	4,600	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
不燃物最終処分場整備事業	1,800			
塵芥収集車等購入事業	8,200			
中山間地域総合整備事業	16,200			
県営事業負担事業	19,800			
八伏線道路改良事業	9,000			
狭あい道路整備等促進事業	4,500			
旧大湫小学校校舎等解体事業	30,300			
岳見高原キャンプ場除却事業	19,400			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	29,900	普通 貸は 証券 発行	年 3.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 について、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には 借入先と協定し、 その条件に従うも のとする。ただし、 市財政の都合に より据置期間及び 償還期限を短縮 し、もしくは繰上 償還又は低利に 借換することがで きる。	26,400	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
県営ため池等 整備事業	14,600				16,600			
市道等整備 交付金事業	130,000				124,100			
県営急傾斜地 崩壊対策負担事業	6,100				4,400			
県単急傾斜地 崩壊対策事業	2,600				2,800			
消防ポンプ自動車等 更新事業	12,800				10,500			
防災行政無線 更新事業	5,500				1,400			
瑞浪北中学校 施設整備事業	760,400				743,500			
旧陶中学校転用 大規模改修事業	288,000				274,400			
現年土木施設 補助災害復旧事業	16,200				13,600			
現年土木施設 単独災害復旧事業	4,100				600			
農業用施設 補助災害復旧事業	9,600				400			
稲津幼稚園 大規模改修事業	64,200				45,500			

議第 2 2 号

平成 2 9 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 0 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 7, 2 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		337,535	7,050	344,585
	1 後期高齢者医療保険料	337,535	7,050	344,585
歳入合計		480,150	7,050	487,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		453,485	7,050	460,535
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	453,485	7,050	460,535
歳出合計		480,150	7,050	487,200

議第 2 3 号

平成 2 9 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 6 6 , 4 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 , 1 4 7 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		837,900	△83,600	754,300
	1 一般被保険者国民健康保険料	801,100	△67,000	734,100
	2 退職被保険者等国民健康保険料	36,800	△16,600	20,200
3 国庫支出金		681,658	△13,846	667,812
	1 国庫負担金	532,996	△16,495	516,501
	2 国庫補助金	148,662	2,649	151,311
4 療養給付費金交付金		81,510	11,721	93,231
	1 療養給付費金交付金	81,510	11,721	93,231
5 前期高齢者金交付金		1,218,000	△12,182	1,205,818
	1 前期高齢者金交付金	1,218,000	△12,182	1,205,818
6 県支出金		227,842	△16,362	211,480
	1 県負担金	29,896	△4,178	25,718
	2 県補助金	197,946	△12,184	185,762
7 共同事業金交付金		993,495	△199,980	793,515
	1 共同事業金交付金	993,495	△199,980	793,515
8 財産収入		375	△35	340
	1 財産運用収入	375	△35	340
9 繰入金		271,100	△14,800	256,300
	1 一般会計金繰入金	271,100	△14,800	256,300
10 繰越金		96,400	62,684	159,084
	1 繰越金	96,400	62,684	159,084
歳入合計		4,413,400	△266,400	4,147,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,284	△5,108	71,176
	1 総務管理費	76,284	△5,108	71,176
2 保険給付費		2,586,289	△92,400	2,493,889
	1 療養諸費	2,254,830	△85,800	2,169,030
	2 高額療養費	310,550	△6,600	303,950
3 後期高齢者 支援金等		442,040	△10,706	431,334
	1 後期高齢者 支援金等	442,040	△10,706	431,334
6 介護納付金		151,000	△2,573	148,427
	1 介護納付金	151,000	△2,573	148,427
7 共同事業 拠出金		1,009,830	△155,578	854,252
	1 共同事業 拠出金	1,009,830	△155,578	854,252
9 基金積立金		72,375	△35	72,340
	1 基金積立金	72,375	△35	72,340
歳出合計		4,413,400	△266,400	4,147,000

議第24号

平成29年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「4,233,000m³」を「4,421,000m³」に改め、同条第3号中「11,597m³」を「12,112m³」に改め、同条第4号中「30,400千円」を「16,000千円」に、「158,286千円」を「150,286千円」に、「105,120千円」を「58,120千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,122,300千円	10,000千円	1,132,300千円
第1項 営業収益	900,053千円	10,000千円	910,053千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,107,000千円	10,000千円	1,117,000千円
第1項 営業費用	1,062,410千円	10,000千円	1,072,410千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「317,700千円」を「261,300千円」に、「15,506千円」を「11,011千円」に、「302,194千円」を「250,289千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	152,900千円	△12,200千円	140,700千円
第3項 出資金	68,378千円	△3,500千円	64,878千円

第4項	補助金	50,900千円	△8,700千円	42,200千円
		支	出	
第1款	資本的支出	470,600千円	△68,600千円	402,000千円
第1項	建設改良費	300,530千円	△69,400千円	231,130千円
第3項	県補助金返還金	0千円	800千円	800千円

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第25号

平成29年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号中「200,000千円」を「167,600千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「11,065千円」を「9,405千円」に、「344,035千円」を「345,695千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	423,900千円	△44,200千円	379,700千円
第1項 企業債	133,300千円	△18,700千円	114,600千円
第2項 負担金	7,000千円	△1,800千円	5,200千円
第3項 出資金	178,256千円	△3,700千円	174,556千円
第4項 補助金	105,344千円	△20,000千円	85,344千円
	支	出	
第1款 資本的支出	779,000千円	△44,200千円	734,800千円
第1項 建設改良費	266,566千円	△44,200千円	222,366千円

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第26号

平成30年度瑞浪市一般会計予算

平成30年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,246,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市 税		4,854,000
	1市 民 税	2,078,000
	2固 定 資 産 税	2,153,000
	3軽 自 動 車 税	98,000
	4市 た ば こ 税	237,990
	5鉱 産 税	10
	6入 湯 税	900
	7都 市 計 画 税	286,100
2地 方 譲 与 税		173,000
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	50,000
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	123,000
3利 子 割 交 付 金		10,000
	1利 子 割 交 付 金	10,000
4配 当 割 交 付 金		17,000
	1配 当 割 交 付 金	17,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		23,000
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,000
6地 方 消 費 税 交 付 金		662,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	662,000
7ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		180,000
	1ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	180,000
8自 動 車 取 得 税 交 付 金		45,000
	1自 動 車 取 得 税 交 付 金	45,000
9地 方 特 例 交 付 金		20,000
	1地 方 特 例 交 付 金	20,000
10地 方 交 付 税		3,060,000
	1地 方 交 付 税	3,060,000
11交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,500
	1交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,500

(単位：千円)

款	項	金額
12 分担金及び負担金		73,306
	1 分担金	15,059
	2 負担金	58,247
13 使用料及び手数料		419,837
	1 使用料	253,290
	2 手数料	166,547
14 国庫支出金		2,872,481
	1 国庫負担金	1,819,262
	2 国庫補助金	1,045,215
	3 委託金	8,004
15 県支出金		1,151,953
	1 県負担金	539,592
	2 県補助金	536,659
	3 委託金	75,702
16 財産収入		100,704
	1 財産運用収入	89,943
	2 財産売却収入	10,761
17 寄附金		71,180
	1 寄附金	71,180
18 繰入金		427,089
	1 基金繰入金	399,212
	2 財産区繰入金	27,877
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		385,150
	1 延滞金、加算金及び過料	5,922
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	110,232
	4 雑収入	268,994
21 市債		2,595,800
	1 市債	2,595,800
歳入合計		17,246,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		172,737
	1 議会費	172,737
2 総務費		1,670,939
	1 総務管理費	1,335,290
	2 徴税費	184,681
	3 戸籍住民基本台帳費	74,009
	4 選挙費	57,888
	5 統計調査費	11,195
	6 監査委員費	7,876
3 民生費		5,052,944
	1 社会福祉費	2,620,459
	2 児童福祉費	2,218,928
	3 生活保護費	213,057
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,341,506
	1 保健衛生費	372,674
	2 清掃費	863,350
	3 環境費	105,482
5 労働費		20,489
	1 労働諸費	20,489
6 農林水産業費		490,022
	1 農業費	460,268
	2 林業費	29,754
7 商工費		401,764
	1 商工費	401,764
8 土木費		1,218,851
	1 土木管理費	73,918
	2 道路橋梁費	691,106
	3 河川費	37,749
	4 都市計画費	317,476
	5 住宅費	98,602

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		5 9 9, 6 6 1
	1 消 防 費	5 9 9, 6 6 1
10 教 育 費		4, 0 4 7, 5 4 6
	1 教 育 総 務 費	2 5 3, 6 4 6
	2 小 学 校 費	1 8 1, 3 3 3
	3 中 学 校 費	2, 6 0 1, 1 6 2
	4 幼 稚 園 費	1 9 0, 3 4 8
	5 社 会 教 育 費	3 6 6, 3 8 9
	6 保 健 体 育 費	4 5 4, 6 6 8
11 公 債 費		1, 5 8 2, 8 0 1
	1 公 債 費	1, 5 8 2, 8 0 1
12 諸 支 出 金		6 2 6, 7 4 0
	1 公 営 企 業 費	6 2 6, 7 4 0
13 予 備 費		2 0, 0 0 0
	1 予 備 費	2 0, 0 0 0
歳 出 合 計		1 7, 2 4 6, 0 0 0

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移住定住促進奨励金 (平成30年度決定分)	平成31年度から 平成34年度まで	瑞浪市移住定住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
三世代同居・近居世帯定住奨励金 (平成30年度決定分)	平成31年度から 平成34年度まで	瑞浪市三世代同居・近居世帯 定住奨励金交付規則 第5条の規定による額
若者世帯民間賃貸住宅入居奨励金 (平成30年度決定分)	平成31年度から 平成32年度まで	瑞浪市若者世帯民間賃貸住宅 入居奨励金交付規則第4条及び 第5条の規定による額
固定資産土地評価替業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	25,003
地域福祉計画策定業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	6,400
子ども・子育て支援事業 計画策定業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	6,100
がん検診等委託料	平成30年度から 平成31年度まで	23,600
企業立地奨励金 (平成30年度指定業者分)	平成30年度から 平成36年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
加知奨学金 (平成30年度決定分)	平成31年度から 平成35年度まで	18,000
奨学金 (平成30年度決定分)	平成31年度から 平成35年度まで	5,400
総合文化センター電話機賃借料	平成31年度	70
図書館システム保守業務委託料	平成31年度	2,463

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	40,200	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
稲津幼稚園大規模改修事業	68,300			
陶幼稚園大規模改修事業	135,900			
塵芥収集車等購入事業	4,800			
不燃物最終処分場整備事業	12,700			
中山間地域総合整備事業	14,400			
県営ため池等整備事業	9,000			
県営事業負担事業	7,700			
市道等整備交付金事業	138,300			
南垣外北野線道路改良事業(辺地)	140,000			
八伏線道路改良事業	9,000			
土岐橋架替関連事業	10,800			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	4,100			
県単急傾斜地崩壊対策事業	4,900			
狭あい道路整備等促進事業	2,200			
消防ポンプ自動車等更新事業	14,200			
消防団拠点施設建設事業	5,200			
防火水槽設置事業	15,000			
日吉中学校転用改修事業	3,600			
瑞浪北中学校施設整備事業	1,342,000			
市民競技場整備事業	13,500			
臨時財政対策債	600,000			

議第 27 号

平成 30 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 30 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 489,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		343,858
	1 後期高齢者医療保険料	343,858
2 使用料及び手数料		45
	1 手数料	45
3 国庫支出金		156
	1 国庫補助金	156
4 後期高齢者医療 広域連合支出金		14,901
	1 委託金	14,644
	2 補助金	257
5 繰入金		129,800
	1 一般会計繰入金	129,800
6 繰越金		100
	1 繰越金	100
7 諸収入		540
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑入	500
歳入合計		489,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		13,018
	1 総務管理費	11,030
	2 徴収費	1,988
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		460,738
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	460,738
3 保健事業費		14,644
	1 健康保持増進事業費	14,644
4 諸支出金		500
	1 償還金及び還付加算金	500
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		489,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	75
情報処理業務委託料(単価契約)	平成30年度から 平成31年度まで	1,431

議第 28 号

平成 30 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

平成 30 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,508,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		709,380
	1 一般被保険者国民健康保険料	703,590
	2 退職被保険者等国民健康保険料	5,790
2 使用料及び手数料		350
	1 手数料	350
3 県支出金		2,501,313
	1 県補助金	2,501,313
	県負担金	0
4 財産収入		456
	1 財産運用収入	456
5 繰入金		282,700
	1 一般会計繰入金	251,700
	2 基金繰入金	31,000
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		3,801
	1 雑収入	3,801
国庫支出金		0
	国庫負担金	0
	国庫補助金	0
療養給付費交付金		0
	療養給付費交付金	0
前期高齢者交付金		0
	前期高齢者交付金	0
共同事業交付金		0
	共同事業交付金	0
歳入合計		3,508,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,234
	1 総務管理費	71,234
2 保険給付費		2,456,507
	1 療養諸費	2,153,000
	2 高額療養費	287,300
	3 移送費	100
	4 任意給付費	16,107
3 国民健康保険事業費納付金		945,100
	1 医療給付費分	671,190
	2 後期高齢者支援金等分	206,660
	3 介護納付金分	67,250
4 保健事業費		29,072
	1 保健事業費	7,149
	2 特定健康診査等事業費	21,923
5 基金積立金		456
	1 基金積立金	456
6 諸支出金		5,631
	1 償還金及び還付加算金	5,631
後期高齢者支援金等		0
	後期高齢者支援金等	0
前期高齢者納付金等		0
	前期高齢者納付金等	0
老人保健拠出金		0
	老人保健拠出金	0
介護納付金		0
	介護納付金	0
共同事業拠出金		0
	共同事業拠出金	0
予備費		0
	予備費	0
歳出合計		3,508,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	140
情報処理業務委託料(単価契約)	平成30年度から 平成31年度まで	11,590
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	300
過 誤 調 整 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	2,100
3 歳 児 母 親 チ ェ ッ ク 血 液 検 査 料	平成30年度から 平成31年度まで	950
3 歳 児 母 親 チ ェ ッ ク 歯 科 医 師 派 遣 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	900

議第 29 号

平成 30 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

平成 30 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,422,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		708,007
	1 介 護 保 険 料	708,007
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
3 国 庫 支 出 金		772,242
	1 国 庫 負 担 金	556,588
	2 国 庫 補 助 金	215,654
4 支 払 基 金 交 付 金		868,604
	1 支 払 基 金 交 付 金	868,604
5 県 支 出 金		466,573
	1 県 負 担 金	446,341
	2 県 補 助 金	20,232
6 財 産 収 入		220
	1 財 産 運 用 収 入	220
7 繰 入 金		600,632
	1 一 般 会 計 繰 入 金	588,470
	2 基 金 繰 入 金	12,162
8 繰 越 金		4,550
	1 繰 越 金	4,550
9 諸 収 入		1,502
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	1,482
分 担 金 及 び 負 担 金		0
	負 担 金	0
歳 入 合 計		3,422,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		117,456
	1 総務管理費	63,761
	2 徴収費	6,336
	3 介護認定審査会費	47,079
	4 趣旨普及費	280
2 保険給付費		3,085,943
	1 介護サービス等諸費	2,841,332
	2 介護予防サービス等諸費	63,325
	3 その他諸費	4,113
	4 高額介護サービス等費	50,132
	5 特定入所者介護サービス等費	119,024
	6 高額医療合算介護サービス等費	8,017
3 基金積立金		220
	1 基金積立金	220
4 地域支援事業費		213,231
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	103,166
	2 一般介護予防事業費	50,265
	3 包括的支援事業・任意事業費	59,512
	4 その他諸費	288
5 諸支出金		4,550
	1 償還金及び還付加算金	4,550
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,422,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	406
情報処理業務委託料(単価契約)	平成30年度から 平成31年度まで	3,800
認 定 調 査 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	4,800
訪問型サービスA業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,000
介護予防ケアマネジメント委託料	平成30年度から 平成31年度まで	2,500
歯科医師出務委託料 (高齢者介護予防)	平成30年度から 平成31年度まで	700
さわやか運動教室委託料	平成30年度から 平成31年度まで	3,000
理学療法士委託料	平成30年度から 平成31年度まで	240
ささエールポイント事業委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,600
在宅介護支援センター 相談業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	4,000
成年後見人制度 運営業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	3,750
包括支援センター 派遣業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	7,500
生活支援コーディネーター 業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	4,000
認知症初期集中支援事業 医師派遣業務委託料(単価契約)	平成30年度から 平成31年度まで	320
配食サービス業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	4,000
在宅老人短期入所委託料	平成30年度から 平成31年度まで	250
徘徊高齢者位置 確認業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	100

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移送サービス業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	150
生活管理指導員 派遣業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	500
軽度生活援助業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,500

議第30号

平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算

平成30年度瑞浪市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		10,151
	1 予防給付費収入	10,151
2 繰入金		3,549
	1 一般会計繰入金	3,549
繰越金		0
	繰越金	0
歳入合計		13,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		12,700
	1 居宅介護支援事業費	12,700
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,700

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	20
居 宅 介 護 支 援 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	4,250

議第 3 1 号

平成 3 0 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

平成 3 0 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1, 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		40,400
	1 使用料	40,400
2 繰越金		700
	1 繰越金	700
歳入合計		41,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		28,337
	1 駐車場管理費	28,337
2 公債費		11,763
	1 公債費	11,763
3 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		41,100

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	80
駅北駐車場等管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	1,700
浪花駐車場管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	100
浪花駐車場管理機器 保守点検業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	600

議第32号

平成30年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	14,700件
(2)	年間総配水量	4,400,000m ³
(3)	一日平均配水量	12,054m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	白倉地区配水区変更事業	123,000千円
	緊急時給水拠点確保事業	98,110千円
	配水設備改良事業	110,279千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,143,300千円
第1項 営業収益		908,405千円
第2項 営業外収益		234,895千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,123,700千円
第1項 営業費用		1,091,892千円
第2項 営業外費用		27,581千円
第3項 特別損失		227千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額353,600千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,846千円及び過年度分損益勘

定留保資金 334,754 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	162,000 千円
第1項 工事負担金	13,540 千円
第2項 分担金	23,137 千円
第3項 出資金	79,330 千円
第4項 補助金	45,993 千円

支 出

第1款 資本的支出	515,600 千円
第1項 建設改良費	343,625 千円
第2項 企業債償還金	171,975 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	200
検 針 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	7,000
水 質 検 査 等 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	7,800
水 質 検 査 モ ニ タ ー 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	1,000
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル シ ス テ ム 保 守 料	平成30年度から 平成31年度まで	300
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル 機 器 保 守 料	平成30年度から 平成31年度まで	150
配水管事故賠償責任保険	平成30年度から 平成31年度まで	460

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 40,683千円

(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、80,409千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第 3 3 号

平成 3 0 年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 3 0 年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続件数	10,100 件
(2)	年間総処理水量	3,900,000 m ³
(3)	一日平均処理水量	10,700 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	公共下水道管渠長寿命化事業	33,000 千円
	浄化センター整備事業	41,072 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		1,202,200 千円
第 1 項 営業収益		546,272 千円
第 2 項 営業外収益		655,928 千円

	支	出
第 1 款 下水道事業費用		1,201,200 千円
第 1 項 営業費用		1,052,059 千円
第 2 項 営業外費用		145,823 千円
第 3 項 特別損失		1,318 千円
第 4 項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 337,500 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,085 千円及び当年度分損益勘定

留保資金 332,415 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	346,400 千円
第1項 企業債	62,700 千円
第2項 負担金	17,900 千円
第3項 出資金	207,876 千円
第4項 補助金	57,924 千円

支 出

第1款 資本的支出	683,900 千円
第1項 建設改良費	149,468 千円
第2項 企業債償還金	534,432 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	250
水洗便所等改造資金利子補給 (平成31年度分)	平成30年度から 平成34年度まで	60
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	5,000
脱水ケーキ処理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	62,000
薬 品 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	21,000
測 定 検 査 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	2,000
月 吉 処 理 施 設 維持管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	5,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
日吉南部処理施設 維持管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	8,100
大湫処理施設 維持管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	4,200
月吉クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	2,200
日吉南部クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	5,900
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	800

(企業債)

第6条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	62,700	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 112,084千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,941千円である。

平成30年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二